

○厚生労働省告示第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年一月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

再生医療等製品の 予定される効能、効果又は性能 申請者の氏名又は名称 指定年月日

名称 及び住所

ヒト（自己）表皮由来細胞シート 先天性巨大色素性母斑患者の母斑切除部に適用し、速やかに上皮化させることを目的とする。

株式会社ジャパ・テ イッシュ・エンジニア リング 日

愛知県蒲郡市三谷北通  
六丁目二百九番地の一